

特定調達品目検討会専門委員会における検討結果について

・特定調達品目検討会専門委員会について

本年度設置した災害備蓄用品専門委員会及び引越輸送専門委員会の開催状況、各回の議題は、下記１のとおり。また、両専門委員会の委員は、下記２のとおり。

１．専門委員会の開催状況等について

（１）災害備蓄用品専門委員会

第１回災害備蓄用品専門委員会（平成 24 年 7 月 25 日）

- ☐ グリーン購入法の概要について
- ☐ 専門委員会における検討内容等について
- ☐ 検討スケジュールについて

第２回災害備蓄用品専門委員会（平成 24 年 9 月 7 日）

- ☐ 災害備蓄用品に係る判断の基準等の考え方について
- ☐ 検討スケジュールについて

第３回災害備蓄用品専門委員会（平成 24 年 10 月 17 日）

- ☐ 災害備蓄用品に係る判断の基準等について
- ☐ 検討スケジュールについて

（２）引越輸送専門委員会

第１回引越輸送専門委員会（平成 24 年 7 月 31 日）

- ☐ グリーン購入法の概要について
- ☐ 専門委員会における検討内容等について
- ☐ 業界団体における取組について
- ☐ 検討スケジュールについて

第２回引越輸送専門委員会（平成 24 年 8 月 30 日）

- ☐ 引越輸送に係る判断の基準等の考え方について
- ☐ 検討スケジュールについて

第３回引越輸送専門委員会（平成 24 年 10 月 10 日）

- ☐ 引越輸送に係る判断の基準等について
- ☐ 検討スケジュールについて

2．専門委員会委員

特定調達品目検討会災害備蓄用品専門委員会委員名簿（五十音順・敬称略）

（座長）辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 常任顧問
細川 顕司	公益財団法人市民防災研究所特別研究員
細坪 信二	特定非営利活動法人危機管理対策機構理事・事務局長
山岡 講子	みやぎグリーン購入ネットワーク事務局長 特定非営利活動法人環境会議所東北専務理事

特定調達品目検討会引越輸送専門委員会委員名簿（五十音順・敬称略）

礎 司郎	公益社団法人全日本トラック協会輸送事業部長
加藤 信次	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 交通環境対策部長
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所弁護士
（座長）藤井 実	独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究センター 環境都市システム研究室主任研究員

．災害備蓄用品専門委員会における検討結果について

１．検討の背景

現行の防災備蓄用品¹については、平成 19 年度において重点改善品目に選定され、特定調達品目検討会の下に分科会を設置し検討を行った結果、国等の機関における備蓄量の多い品目であって、適切な判断の基準等の設定による環境負荷低減効果が期待される品目として、食料・飲料水 5 品目、生活用品・資材 6 品目（うち 5 品目は従前の特定調達品目）が特定調達品目として追加された。当時から、防災備蓄用品は、その対象となる品目が広範多岐にわたるため、対象品目の拡大について継続して検討を行う必要性が課題としてあげられてきている。

こうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、国等の機関に止まらず、地方公共団体、民間等においても災害備蓄用品への関心が高まるとともに、特定調達品目に限らず、災害備蓄用品全般に関する問い合わせも大きく増加しているところである。また、この期を捉えて災害備蓄用品について省エネルギー、長期使用、省資源、廃棄物発生抑制等の様々な観点から判断の基準等を設定することは、その調達量・備蓄量を勘案すると、環境負荷低減効果は極めて大きいものと考えられる。このため、災害備蓄用品を重点改善品目として選定し、検討を実施することとした。

２．対象範囲について

国等の機関自らが災害時における業務継続等の目的で調達・備蓄を行う「飲料水」「食料」「生活用品・資材」等の災害備蓄品目（通常の勤務中に災害が発生した場合を想定し、職員が災害発生初期から 3 日程度の期間に必要となる備蓄品目）を対象とする。

３．新規追加品目について

（１）食料

保存パン、栄養調整食品、即席めん及びフリーズドライ食品について新たな特定調達品目候補として検討を行った。その結果、一般に流通している製品と比較して賞味期限が長い等の環境負荷の低減の観点からの基準の設定が可能な品目として、保存パン、栄養調整食品及びフリーズドライ食品を選定した。

即席めんについては、現段階においては、環境負荷低減の観点から客観的な基準の設定が困難と考えられることから、本年度における新規追加品目から除外することとするが、長期保存可能な製品が開発されていること等を勘案し、次年度以降引き続き、基準の設定の可能性に関する検討を行うものとする。

¹ 現行の基本方針における分野名は「防災備蓄用品」であるが、当該分野の品目は災害が発生した場合に備えて備蓄する品目が対象となっていることから、「災害備蓄用品」へ変更することとした。

(2) 生活用品・資材等

飲料水容器、災害用トイレ、カセットコンロ²、非常用発電機、多機能機器及びヘルメット等について新たな特定調達品目候補として検討を行った。その結果、環境負荷の低減の観点からの基準の設定が可能な品目として非常用発電機（携帯発電機³）を選定した。

なお、災害用トイレについては、新規追加品目候補として検討を進めたところであるが、災害トイレに関する業界団体がいないため、安全・品質面の担保が困難であること、市場の状況が十分に把握できているか不明であること等から、最終的に本年度の新規追加品目から除外することとした。

他の品目については、環境負荷低減の観点から客観的な基準の設定が困難と考えられることから、本年度は新規追加品目から除外するものとする。

3 . 判断の基準等について

3 - 1 食料

(1) 判断の基準

判断の基準については、従前の食料と同様に、以下のとおりとする。なお、具体的な判断の基準等は資料 4 - 2 の p.71 以降参照。

賞味期限

保存期限の延長を図ることにより、資源の有効利用や製造段階におけるエネルギー使用量の削減、廃棄物の発生抑制等の環境負荷低減が期待されることから、賞味期限が通常の製品と比較して長いことを判断の基準として設定する。

□ 賞味期限に係る判断の基準

- | | |
|-------------|--------------|
| ○ 保存パン | <u>5 年以上</u> |
| ○ フリーズドライ食品 | <u>3 年以上</u> |
| ○ 栄養調整食品 | <u>3 年以上</u> |

保管管理に資する表示

保管管理を適正かつ合理的に進めるとともに、備蓄量を削減する目的から、製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていることを判断の基準として設定する。ただし、原材料名については、専門委員会における意見等を踏まえ、梱包用外箱に記載しなくともよいこととする。

² カセットコンロについては、日本ガス石油機器工業会より、効率等の基準を設定した場合、現段階では出荷体制を整えることが困難との意見が提出されており、新規追加品目から除外することとした。

³ 携帯発電機の対象は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機とする。

(2) 配慮事項

食料に係る配慮事項として、既存の品目と同様「回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること」を設定する。

(3) その他

災害備蓄用品の既特定調達品目である缶詰及びレトルト食品について、日本缶詰協会より、参考資料のとおり、賞味期限の短縮（現行の判断の基準 5 年→3 年）に関する意見が提出されており、特定調達品目検討会において、その取扱いについて検討いただきたい。

3 - 2 携帯発電機

(1) 判断の基準

携帯発電機に係る判断の基準については、以下のとおりとする。なお、具体的な判断の基準等は資料 4 - 2 の p.78 参照。

排出ガス

発電機に搭載されているエンジンからの排出ガスの削減を図る必要があることから、ガソリンエンジン（燃料が天然ガス又は LP ガスであるものを含む。）、ディーゼルエンジンそれぞれについて排出ガスに係る判断の基準を設定する。

騒音

発電機に搭載されているエンジンの騒音の低減を図る必要がある。国土交通省においては、建設工事に伴う騒音・振動対策として、騒音・振動が相当程度低減された建設機械を「低騒音型・低振動型建設機械」として指定を行っており、発動発電機についても騒音に係る基準を定めていることから、騒音に係る判断の基準を設定する。

連続運転可能時間

災害時等の非常時においては、発電機の運転時間が長いことが重要であるとともに、運転時の省エネルギーの観点から、低燃費に資する連続運転可能時間を判断の基準として設定する。ただし、カセットボンベ型の発電機の場合は、連続運転可能時間が 1 時間以上でも可とする。

(2) 配慮事項

以下の から の 5 つの項目を配慮事項として設定する。

燃料消費効率

使用時において、より長く運転が可能となるとともに、温室効果ガスの排出抑制につながることから、燃料消費効率が可能な限り高いことを配慮事項として設定する。

エンジン回転数の自動制御

使用する機器の消費電力に応じたエンジン回転数の自動制御により、燃料使用量の削減等の環境負荷低減が図られることから、エンジン回転数の自動制御機能を有することを配慮事項として設定する。

製品の小型化、軽量化

製品の重量が軽いほど省資源となり、また製造段階における環境負荷の低減が図られることから、製品の小型化、軽量化を配慮事項として設定する。

環境配慮設計

製品や消耗品の設計に当たって 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に配慮することにより、部品の再使用や材料のリサイクルの促進、製品寿命の延長等が図られ、資源の有効利用、廃棄物の発生抑制に資することから、配慮事項として設定する。

製品の簡易包装等

簡易包装・梱包、包装材等の軽量化・再利用等の推進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制の観点から、配慮事項として設定する。

4．留意点等

調達する各機関は、災害備蓄に当たり、立地等を勘案した適切な備蓄場所及び備蓄方法（流通備蓄、ランニング備蓄等の契約方式を含む）に関して留意するとともに、必要に応じて、適切な契約方法について検討することも重要である。

．引越輸送専門委員会における検討内容等について

１．検討の趣旨

国等の機関においては、庁舎やオフィス、施設間、フロア間、フロア内の移動等、様々な場面において、引越輸送サービスを利用している。近年は、ダンボールや緩衝材、梱包用のテープやヒモなどを極力使用せず、反復して再使用が可能な資材による荷造を行うことで、引越の際に発生する廃棄物の大幅な削減を図る等のサービスが積極的に行われている。また、引越輸送に当たって使用する自動車の低燃費・低公害化やエコドライブ等の環境に配慮した運転の導入、輸送効率の向上など事業者による環境負荷低減に資する様々な取組が行われているところである。

このため、国等の機関が調達する引越輸送サービスについて、環境負荷低減に配慮したサービスを提供する事業者から積極的に調達するための適切な判断の基準等の設定により、自らの環境負荷低減を図るとともに、地方公共団体や民間への波及効果も期待されることから、引越輸送サービスを重点改善品目として選定し、検討を実施することとした。

２．対象範囲

国等の機関が発注する「庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務」とする。

ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包・運送、管理等が必要となる品目の引越輸送は除くものとする。

３．判断の基準等について

（１）判断の基準

判断の基準については、以下の 特定調達物品等の使用、 リユース可能な梱包用資材等の使用、 梱包用資材の回収、 及び 自動車輸送を伴う場合の適用事項を満たすこととする。なお、具体的な判断の基準等は資料４－２のp.97以降参照。

特定調達物品等の使用

引越輸送業務に当たって使用する梱包用資材や養生用資材（例えば、粘着テープ、梱包用バンド、カッターナイフ等）が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たす物品（特定調達物品等）であることを判断の基準として設定する。

反復利用可能な梱包用資材等

資源の有効利用、廃棄物の発生抑制等の観点から、反復利用できる梱包用資材及び養生用資材を使用していることを判断の基準として設定する。

梱包用資材の回収

引越の終了後、提供したダンボール等の紙製梱包用資材を回収し、再使用や再生利用、適正処理を行うことが重要であることから、提供した梱包用資材を回収することを判断の基準として設定する。なお、本判断の基準は、梱包用資材を提供する契約（仕様）となっている場合において適用し、発注者の要求に応じて回収するものとする。ただし、回収期限・回収回数については、あらかじめ発注者・受注者双方で確認の上、定めるものとする。

自動車による運送を伴う項目

以下の自動車による運送を伴う場合の判断の基準の内容については、現行の輸配送に係る判断の基準と可能な範囲で整合を図るものとする（配慮事項についても同じ）。

ア．エネルギー使用実態、取組効果の把握

エネルギー使用量の削減による温室効果ガス排出削減や大気環境への負荷の低減等を図るためには、エネルギー（燃料）使用実態の把握が不可欠であり、使用実態を踏まえたエネルギー使用削減に向けた取組の実施や見直しが可能となることから、判断の基準として設定する。

イ．エコドライブの推進

以下の４項目がすべて講じられていることをもって、エコドライブを推進するための措置とし、判断の基準として設定する。

- ☐ エコドライブについて運転者への周知
- ☐ エコドライブの推進体制の整備
- ☐ エコドライブに係る教育・研修等の実施
- ☐ 運行記録の把握、エネルギーの使用の管理

また、エコドライブとは、エコドライブ普及連絡会の「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）をいう。

- ❖ ふんわりアクセル『eスタート』
- ❖ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ❖ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ❖ エアコンの使用は適切に
- ❖ ムダなアイドリングはやめよう
- ❖ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ❖ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ❖ 不要な荷物はおろそう
- ❖ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ❖ 自分の燃費を把握しよう

ウ．車両の整備・点検

確実な車両の点検については、道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的とした点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることとし、判断の基準として設定する（**別表**参照⁴）。

（２）配慮事項

以下の項目について、引越輸送に係る配慮事項として設定する。

環境負荷低減に資する提案

環境負荷低減に資する引越輸送の方法について、発注者に対し、受注者から提案が可能な契約方式の場合に配慮事項として設定する。

省資源化、再生利用の取組、廃棄時の負荷低減等

例えば什器等の内容物を移さず、破損なく一括して梱包する方法や粘着テープを使用しない段ボール等の梱包資材の使用は、省資源化に有効であるとともに、廃棄物の発生抑制につながる。こうした省資源に資する梱包や養生の実施、梱包資材等への再生材料の使用への取組を配慮事項として設定する。また、併せて廃棄時の負荷低減についても配慮事項として設定する。

自動車による運送を伴う項目

ア．エネルギー使用の合理化

省エネルギー法に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」を踏まえ、貨物輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ることを配慮事項として設定する。

イ．低燃費・低公害車の導入

低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されていることを配慮事項として設定する。なお、本項の低燃費・低公害車は、本基本方針の自動車に係る判断の基準を満たす自動車対象である。

ウ．輸送効率の向上

エネルギー使用量の削減をはじめとした環境負荷の低減を図るためには、輸送経路の効率化、輸送量や輸送先の状況を踏まえた輸送計画の立案等が重要であることから、輸送効率の向上を図るための措置を配慮事項として設定する。

⁴ 例えば、タイヤの空気圧が低い場合の燃費の低下、エア・クリーナの汚れによる排出ガスや燃費の悪化等、車両の点検・整備の実施により、環境負荷の低減が図られることが知られている。

エ．エコドライブ装置の導入

アイドリングストップ装置、エンジン回転警報装置、デジタル式運行記録計等のエコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていることを配慮事項として設定する。

オ．ITS の導入

高度道路交通システム（ITS）の導入の推進に努めていることを配慮事項として設定する。

カ．自動車 NOx・PM 法

自動車 NOx・PM 法の対策地域を走行する輸送の場合は、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送を行うことを配慮事項として設定する。

（３）調達者への留意事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び「引越時に発生する廃棄物の取扱いについて」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（平成 15 年 2 月））を踏まえ、引越輸送業務の調達を行う各機関に対し、以下の点に十分留意する必要がある旨記載する。

- 引越に伴い発生する不要となった廃棄物の処理を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者にそれぞれ処理を委託する必要があること。なお一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能であること
- 引越輸送業務と併せて廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者と、あらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地、処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要であること。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましいこと
- 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に、マニフェストを交付し、運搬や処分の終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要があること。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましいこと